

第二種特定鳥獣管理計画（第6期カモシカ保護管理）の概要

長野県林務部 森林づくり推進課鳥獣対策係

計画の目的

各種対策や調査研究などの科学的・計画的な保護管理により、管理ユニット内の個体数を安定的に維持しつつ、農林業被害の軽減を図る。

計画の期間

令和7年度～令和12年度までの5年間
(2025年4月1日～2030年3月31日)

対象地域

長野県全域（7つの管理ユニットに区分し保護管理を実施）

カモシカの現状

(1) 生息状況（令和5年度調査）

- ・平成30年度調査結果との比較（長野県全域）

◆生息分布 →減少

(分布面積 H30 : 12,126km² →R5 : 11,004km²)



図-1 カモシカの管理ユニットと保護地域

表1 管理ユニットごとの生息分布面積

管理 ユニット	区域 面積 (km ²)	平成30年度		令和5年度	
		分布 面積 (km ²)	割合 (%)	分布 面積 (km ²)	割合 (%)
北アルプス	2,930	2,470	84.3	2,674	91.3
長野北部	1,450	1,430	98.6	1,282	88.4
越後・日光 ・三国	1,820	1,585	87.1	1,650	90.7
関東山地	780	646	82.9	339	43.5
八ヶ岳	2,480	2,229	89.9	2,095	84.5
南アルプス	2,000	1,678	83.9	1,255	62.8
中央アルプス	2,120	2,088	98.5	1,709	80.6
合計	13,580	12,126	89.3	11,004	81.0

※5km メッシュの生息分布図を管理ユニットの境界線で切り取り、各管理ユニットの分布面積とした。なお、ひとつのメッシュが複数の管理ユニットにまたがる場合は、それぞれに分割し面積計算した

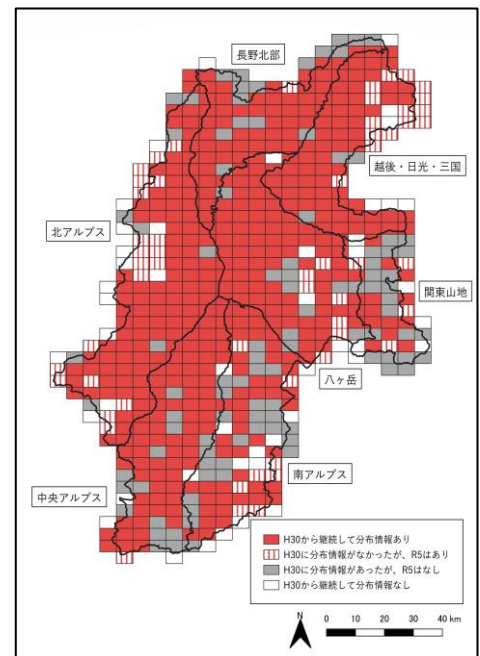


図-2 H30と比較したカモシカの生息分布メッシュ

◆生息密度 →増加

(中央値 H30 : 0.40 頭/km² →R5 : 0.56 頭/km²)

表2 管理ユニット別生息密度 (頭/km²)

管理ユニット	平成30年度		令和5年度	
	生息密度 中央値 (頭/km ²)	95% 信用区間	生息密度 中央値 (頭/km ²)	95% 信用区間
北アルプス	0.60	(0.53 — 1.06)	0.67	(0.46 — 1.15)
長野北部	調査無し		0.68	(0.07 — 3.37)
越後・日光・三国	0.59	(0.53 — 1.04)	0.74	(0.22 — 2.63)
関東山地	0.78	(0.70 — 1.39)	0.15	(0.00 — 2.85)
八ヶ岳	0.03	(0.02 — 0.07)	0.15	(0.00 — 2.96)
南アルプス	0.36	(0.32 — 0.64)	0.39	(0.21 — 0.95)
中央アルプス	0.59	(0.52 — 1.02)	0.81	(0.30 — 3.73)
長野県全域	0.40	(0.35 — 0.70)	0.56	(0.23 — 2.39)

※管理ユニットごとの生息密度は階層ベイズ法にて推定した。県全域の生息密度は表の生息個体数を生息地面積で割ったもの。
※平成30年度の生息密度については、平成30年の生息状況調査データを用いて、令和5年度と同様の方法で再推計したもの。

◆生息個体数→維持または漸減傾向 (中央値 H30 : 4,817 頭 →R5 : 5,279 頭)

※H30 調査では長野北部管理ユニットの個体数推定を行っていないことを考慮すると、
全県の生息個体数は現状維持または漸減傾向にあると考えられる。
R5 長野県全域 R5 長野北部
5,279 — 717 = 4,562 頭

- ・関東山地、八ヶ岳、南アルプス管理ユニットでは生息個体数 500 頭以下と推定されたため、生息動向に注視するとともに、捕獲を行う際は必要性を慎重に確認する必要がある。

表3 管理ユニット別生息個体数 (頭)

管理ユニット	平成30年度			令和5年度		
	生息地 面積※1 (km ²)	生息 個体数 中央値 (頭)	95% 信用区間	生息地 面積 (km ²)	生息 個体数 中央値 (頭)	95% 信用区間
北アルプス	2,470	1,472	(1,313 — 2,609)	2,341	1,558	(1,070 — 2,683)
長野北部	1,430	調査無し		1,054	717	(72 — 3,553)
越後・日光・三国	1,585	938	(834 — 1,648)	1,400	1,031	(311 — 3,681)
関東山地	646	503	(451 — 898)	295	44	(0 — 839)
八ヶ岳	2,229	63	(45 — 158)	1,720	266	(2 — 5,089)
南アルプス	1,678	605	(537 — 1,075)	1,109	430	(227 — 1,048)
中央アルプス	2,088	1,236	(1,092 — 2,127)	1,521	1,233	(459 — 5,678)
長野県全域	12,126	4,817	(4,272 — 8,516)	9,439※2	5,279	(2,141 — 22,570)

※1 長野県 (2020) より引用、※2 令和5年度は小数点以下も含めて合計している。

（２）ニホンジカの影響

- ・特にニホンジカの密度が高い関東山地・八ヶ岳・南アルプスユニットでは、カモシカの生息密度が低く（0.4頭/km）、また、下層植生（カモシカ食物資源）の顕著な衰退が見られる。

（３）被害状況

- ・カモシカによる林業被害は、ヒノキ等の新植造林木の葉の食害であり、昭和50年代半ばには被害金額約7億円、被害面積約1,000haを超え、ピークを迎えた後、減少傾向で推移している（令和4年度被害額約2千万円、被害面積約7ha）。
- ・主伐再造林の推進により、県内の造林面積は増加傾向であるため、それに伴いカモシカによる林業被害も増加する可能性がある（ニホンジカによる林業被害も同様に増加が懸念される）。
- ・カモシカによる農業被害は、野菜を中心として、昭和50年代当初から確認され始め、平成15年度には被害金額が約3千万円、被害面積が約138haであったが、近年は減少した（令和4年度被害額約1千万円、被害面積約18ha）。近年は被害金額、実損面積ともに果樹が多くを占める。

保護管理の目標（保護管理の基本方針）

- ・科学的・計画的な管理ユニットごとの目標設定に基づく、総合的な被害防除対策により、管理ユニット内の個体群を安定的に維持しつつ、農林業被害等の軽減を図る。
- ・特定計画の実行に平行してモニタリングを実施し、必要に応じて特定計画の見直しを行う。
- ・特定計画の見直し及び実行にあたって、特定鳥獣保護管理検討委員会（専門部会を含む）で検討、評価を受けるとともに、適切に情報公開を行う。
- ・「管理ユニット内の個体群を安定的に維持」するために、隣接県と連携しつつ保護管理を進める。
- ・保護地域内の個体数の安定的な維持のため、保護地域内の生息状況を注視し、情報収集に努める。
- ・被害防除にあたっては、捕獲以外の被害防除対策を優先して実施し、その上で必要な場合には、地域ごとに十分な合意形成を得て許可捕獲を行う。なお、各地で生息域を拡大しているニホンジカの被害と見誤らないよう慎重に実施の検討を行うものとする。

表4 管理ユニットごとの目標

管理ユニットの名称	目標
北アルプス、長野北部、越後・日光・三国、中央アルプス	・地域個体群の分布と個体数を維持する ・農林業被害の被害金額・面積を低く維持する、新たな農林業被害を出さない
関東山地、八ヶ岳、南アルプス	・地域個体群の分布と個体数を維持・ <u>回復する</u> ・農林業被害の被害金額・面積を低く維持する、新たな農林業被害を出さない

保護管理の方法

（１）基本的な考え方

- ・目標設定を明確にしたうえで対策を評価するフィードバック管理を基本とする。
- ・被害防除にあたっては、捕獲では本質的な被害軽減にはならないことから、捕獲以外の手段による被害防除対策や緩衝帯の整備を必ず優先する。
- ・被害防除対策や緩衝帯の整備では被害が軽減されない場合にのみ捕獲を実施する。
- ・個体群の安定的な維持のため、表-2のとおり生息域をゾーニングし保護管理を行う。

表5 カモシカ生息域の基本的なゾーニング

地域の名 称	各地域の位置付け	設定の基準
カモシカ 保護地域	三庁合意に基づき設定され、カモシカの捕獲が認められない地域（傷病等で保護する場合がある）	三庁合意に基づくカモシカ保護地域
防御地域	管理ユニットに含まれる個体群の安定的な維持のため保護を主体としつつ、被害防除対策に取り組む地域	鳥獣保護区特別保護地区、国立・国定公園の特別保護地区及び中央アルプス県立自然公園の駒ヶ岳特別地域 ※必要に応じて上記以外の地域も指定
管理地域	防除対策のみでは防ぐことのできない農林業被害防除のため、特定計画に基づく許可捕獲が必要最小限可能な地域	カモシカ保護地域及び防御地域以外の地域

（２）被害防除対策

ア. 捕獲以外の被害防除対策

カモシカは種指定の国の特別天然記念物であることから、捕獲以外の被害防除を優先するよう努めることとし、県、市町村においては、そのための施策の実行に努める。

【物理的防除】：防護柵の設置、ツリーシェルターの設置 【科学的防除】：忌避剤の塗布

イ. 特定計画に基づく許可捕獲

【基本的な考え方】

- ・被害地/被害を受ける可能性が極めて高い場所を特定し、そこになわばりをもつ個体を捕獲する。
- ・自動撮影カメラの活用等により加害獣を特定したうえで、被害地付近での捕獲や侵入経路を確認することにより、被害を与えている個体またはその可能性が高い個体を選択的に捕獲する。
- ・関東山地、八ヶ岳、南アルプス管理ユニットでは、地域個体群維持の観点から、自動撮影カメラのデータなどを基に獣種や加害状況を確認したうえで、捕獲の必要性を慎重に判断する。
- ・「管理ユニットの個体群を安定的に維持」することを前提条件とし、個体群が絶滅する恐れが生じないことをモニタリングにより常に確認しつつ行う。
- ・捕獲後は被害状況の変化や防除対策状況を確認し、効果検証を行う。

【年次計画の策定】

- ・特定計画に基づく許可捕獲を実施しようとする市町村長は、実施年度ごとに、防除実施状況、被害状況、捕獲の効果等の必要な調査を盛り込んだ年次計画を作成し、県知事に提出する。
- ・県知事は、各市町村の年次計画をもとに年次計画を策定する。

【年次計画における捕獲計画の策定手順】

- ア 保護地域以外で、被害が発生している地域を明確にする。
- イ 被害位置や捕獲以外の対策等の情報を図化する。
- ウ サンプリング調査や聞き取り等により被害状況を把握する。
- エ 50～100ha 程度の区域（捕獲実施団地）を設定する。
- オ 捕獲実施団地では、原則として1～4頭の間で捕獲数を設定する
（関東山地、八ヶ岳、南アルプス管理ユニットでは、原則として1団地につき1頭）
- カ 年度毎の捕獲計画は、特定鳥獣等保護管理検討委員会（専門部会を含む）で検討し決定する。

モニタリングの実施

科学的・計画的な保護管理を進めるため、県と捕獲実施市町村は協力してモニタリングを行う。

- ・長期モニタリング（5年に1回）……分布状況調査、生息密度調査、その他
- ・短期モニタリング（毎年）……被害状況調査、捕獲個体調査（年齢、妊娠状況等）